

第 36 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 11 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	欠	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	欠	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	欠	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 50 分

事務局長(小高秀之)

皆様おはようございます。

本日は現委員様の 3 年間最後の農業委員会です。

開催にあたり、いなべ市長からご挨拶させていただきます。市長よろしく願いいたします。

市長挨拶(日沖 靖)

おはようございます。農業委員さんには、大変ご尽力いただきました。本当にありがとうございます。皆様のおかげで、農地の健全な運営等が守られてまいりました。引き続きの方も退任される方もいらっしゃいます。引き続き、また様々な形でご協力いただくことを切にお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

次に農林商工部長からも、ご挨拶させていただきます。よろしく願いいたします。

農林商工部長挨拶
(宮木崇年)

農業委員の皆様、3 年間ご尽力をいただき誠にありがとうございます。引き続き、市の行政へのご協力もよろしくお願いいたします。誠に、3 年間お疲れ様でした。

1 開会の辞

事務局長

それでは、只今から第 36 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。

2 会長挨拶

会長(伊藤和雄)

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 36 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思いま

3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	す。よろしくお願いいたします。 いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 只今の出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、第36回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、10番議席岡田康平委員と、13番議席片岡節男委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
(日程第2) 議長 (日程第3)	それでは、日程第2 報告第65号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第66号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第65号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人3団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 日程第3 報告第66号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処

(日程第 4)		分) 次のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき合意解約され、同条第 6 項の規定による通知があったので報告する。令和 7 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は 2 件、2 筆、面積 4,833 m²であることを報告します。
	議長	報告第 65 号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告第 66 号については、合意解約による通知を受けたものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。
	議長	それでは日程第 4 議案第 210 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 4 議案第 210 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、

	農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、40筆、総面積46,771.00㎡であることを報告します。 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第210号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第5)	議長 続きまして、議案第211号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局 日程第5 議案第211号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和7年11月10日提出 いなべ市農業委員会 会長 伊藤 和雄 今回の3条所有権移転の申請は、12件、28筆、面積14,991.00㎡です。 <39番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。

譲受人である大安町石樽南の[]が、大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の 6 筆、2,347 m²を売買により譲り受ける申請です。

<40 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。

譲受人である員弁町楚原の[]が、愛知県小牧市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、1,677 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<41 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の畑です。

譲受人である藤原町本郷の[]が千葉市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、295 m²を売買により譲り受ける申請です。

<42 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。

譲受人である大安町石樽東の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、127 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<43 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。

譲受人である四日市市の[]が大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、340 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<44 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。

譲受人である北勢町阿下喜の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、476 m²を売買により譲り受ける申請です。

<45 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。

譲受人である大安町宇賀の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、76 m²を交換により譲り受ける申請です。

<46 番案件>の申請地は、大安町石樽北山地内の田です。

譲受人である大安町石樽北山の[]が大安町石樽北山の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、515 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<47 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。

譲受人である大安町石樽南の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の 9 筆、3,080 m²を売買により譲り受ける申請です。

<48 番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の田です。

譲受人である員弁町東一色の[]が名古屋市の[]が

	所有する議案書に記載の 1 筆、2,526 m²を売買により譲り受ける申請です。 ＜49 番案件＞の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。 譲受人である北勢町南中津原の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、1,334 m²を売買により譲り受ける申請です。 ＜50 番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の田です。 譲受人である大安町高柳の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、2,198 m²を贈与により譲り受ける申請です。 以上所有権 12 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 211 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 (日程第 6) 議長 続きまして、議案第 212 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 6 議案第 212 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会 会長 伊藤 和雄
--	--

今回の申請は、11件、31筆で9,309.00㎡です。

<46番案件>の申請地は大安町梅戸地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町其原の[]が大安町梅戸の[]が所有する議案書に記載の1筆、633.00㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<47番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の11筆、1,446.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<48番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の2筆、833.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<49番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の1筆、641.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<50番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の2筆、876.00

m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<51 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、990.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<52 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の登記地目畑、現況地目田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁郡東員町の[]が神奈川県鎌倉市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、1,715.00 m²を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土最大約 65cm、切土最大約 20cm です。周囲をコンクリートブロックまたは擁壁を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は貯留槽にて一時貯留し流量調整して既存南側溝に放流します。

<53 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の登記地目畑、現況地目田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁郡東員町の[]が神奈川県鎌倉市の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、232.00 m²を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地程度です。但し法面部分は切土約 20cm です。北側及び東側は、52 番案件のコンクリートブロックが設置され、土砂の流出が防止されます。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<54 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、三重郡菰野町の[]が滋賀県大津市の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、329.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。南側隣接

	地は既設 RC ブロック、北側及び西側は新設 RC ブロックを設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び東側の道路側溝に放流します。 <55 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、広島市の [] が北勢町其原の [] が所有する議案書に記載の 6 筆、1,101.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 <56 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の登記地目山林、現況地目畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、大安町石樽東の [] が大安町大井田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、513.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。北側及び東側にはコンクリートブロックを設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び西側の道路側溝に放流します。 以上 5 条所有権移転 11 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきましても、11 月 4 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 212 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」11 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。

	議長 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 212 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
(日程第 7)	議長 続きまして、議案第 213 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 7 議案第 213 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 3 件、5 筆、1,569.00 m²です。 <46 番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町大井田の [] で、昭和 47 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <47 番案件>申請地は、北勢町其原及び南中津原地内の台帳地目、田畑です。 願出者は桑名市の [] で、平成 6 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <48 番案件>申請地は、大安町石樽北山地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町石樽北山の [] で、昭和 53 年以前から宅地に転用し現在に至っております。 以上 3 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。

その他		事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。
	議長	特に無いようですので、議案第 213 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	(事務連絡)
	議長	次回の現地調査は、11 月 26 日午前 9 時から実施いたします。10 番議席岡田康平委員と 13 番議席片岡節男委員は出席をお願いします。 最後に私からご挨拶をさせていただきます。 3 年間お世話になりました。月日が経つのは早いもので皆様とお別れすることが実感として迫ってまいりました。色々と皆様にはお世話をお掛けいたしました。特に女性委員の方々には、2 期務めていただき計 6 年間お世話になりました。他にも同様の方々もおられます。また今回の任期をもって多くの方が退任されます。3 年間滞りなく協議できたのも、皆様方の温かいご支援とご協力のお陰だと深く感謝を申し上げます。 私も今期でもって委員を退きますが、今まで通り親切なお付き合いをしていただけたら、と思います。 退任される方におかれましては、また外から委員会を見ていただいて、今まで培った色々な経験でもってご指導、ご鞭撻をいただけたら幸いです。再任の方につきましては、今後ともご活躍い

6 閉会の宣言 議長 【午前 9 時 50 分閉会】	ただいて委員会を盛り上げていただきたいです。 最後になりますが、皆様お一人お一人様のご健勝と更なるご活躍をお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。 本当に長い間、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして第 36 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
--	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____